

長崎市若年者イノベーション・グローバルマインド醸成業務委託 仕様書

- 1 業務名 長崎市若年者イノベーション・グローバルマインド醸成業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年3月18日(水)まで
- 3 履行場所 指定場所

4 業務目的

本事業は、長崎市の将来を担う若年者に対し、グローバルな視点や新しい価値の創造にチャレンジする重要性について気付きを与える機会を提供することで、起業の機運醸成や裾野拡大を図ることを目的に実施するもの。

5 背景

長崎市は、めざす将来の都市像のひとつに「世界都市」を掲げ施策を推進しており、産業分野では、長崎を支えてきた産業が、社会経済情勢や価値観の変化を的確に捉えて進化を続けていること、産学官金が協力して地域課題の解決などに積極的に挑戦する中で新たな産業と雇用が生み出されていること、さらに、こうした先進的な動きが、若い世代を中心に、学びたい人や起業したい人などを長崎に引き寄せ、世界の舞台で活躍する人材も輩出していることを目指している。

また、グローバルをキーワードの一つに掲げた経済再生アクションプランにおいても、イノベーションを牽引するプロジェクト・スタートアップの創出を目指し、各種取組を進めているところである。

こうしたなか、社会課題をビジネスチャンスと捉え、起業までつながるなどの成果が生まれている一方で、継続的に起業家が生まれる環境を作っていくためには、現役世代のみならず、学生など若い世代に対する起業の理解促進に取り組むなど、さらなる起業の裾野拡大を図っていく必要がある。

6 業務内容

(1) プログラムの実施

下記に掲げる事項を網羅したプログラムを実施する。

目的	グローバルな視点や新しい価値の創造にチャレンジする重要性について気付きを与える機会を提供することで、起業の機運醸成や裾野拡大を図るもの。
対象	大学生、高校生、中学生等の若年者（以下、「参加者」という。）
内容	セミナー、ワークショップ、オンライン研修などプログラムの実施形態について指定はないが、目的達成に向けてより効果的な内容で設計し、プログラムのコンセプトや若年者と交流する起業家等、実施回数や参加定員等を含め、具体的に提案を行うこと。 なお、プログラムは実施回数3回以上、参加定員各回30名以上を想定しているが、これに縛られるものではない。
特記事項	① 参加者とグローバルな市場で活躍する起業家等が交流する機会を設けること。 ② 起業家等については、イノベーション、スタートアップ又はグローバル領域における活動・研究実績や、成功体験を持つ有識者・経営者等を招聘すること。 ③ 参加者が起業やグローバルなキャリアプランのロールモデルをイメージできる内容とすること。 ④ 企業・大学など関係機関との連携については、必要に応じ事前に調整を行うこと。

(2) 参加者のサポート
プログラムを効果的に実施するため、必要に応じて事前研修・事後研修等を適切に実施する等伴走支援に努めること。

(3) 広報
プログラムの集客及びプログラム実施後の成果を周知するための広報を企画・提案すること。広報に必要な取材及び取材先との調整、原稿文章の作成、写真撮影から広報全体のデザイン・編集・レイアウト、校正、印刷及び納品まで一貫して行うこと。

(4) 成果の評価と報告
参加者に対しアンケートを実施し、結果の分析を行うこと。なお、グローバルな視点や新しい価値の創造にチャレンジする重要性について気付きを与えたことが成果として見えることを目指すこと。
また、次年度以降のプログラム改善提案を含めた事業の成果報告書（提出期限は別途指定）を提出すること。

7 業務責任者

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知すること。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。また、受注者との雇用関係を証明する書類として健康保険証被保険者証の写しを提出する場合には、健康保険被保険者証に記載の記号・番号等にマスキングを施すこと。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 経歴書
- (4) 受注者との雇用関係を証明する書類

8 その他注意事項

- (1) 本業務に付随して発生する成果物に関する著作権（著作権法 27 条に規定する権利を含む）は、全て市に帰属するものとする。
- (2) 業務実施に当たり、関係法令を必ず遵守するとともに、本市の責めに帰する事由を除き第三者に及ぼした損害については、責任をもって受託事業者が対応すること。
- (3) 受注者は、業務の進捗状況及び課題等について発注者に報告を行い、また、業務遂行に当たっての調整又は確認を行うため、随時打合せを実施すること。
- (4) 本書の詳細な内容、明記なき事項及び業務上発生した疑義については、発注者と協議の上業務を進めるものとする。
- (5) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう必要な措置を講じること。このことについて、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (6) 受注者は以下の事由が発生したときは、発注者に対して速やかに届け出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。
 - ア 業務履行に際して事故、問題が発生したとき。
 - イ 発注者から届け出又は報告を求められたとき。
 - ウ 業務履行に際して大幅な変更があるとき。
- (7) 一括再委託の禁止
 - ア 業務の履行に当たって、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

イ 前号に掲げるもの以外について再委託を行おうとする場合、あらかじめ書面により発注者に提出し、承諾を得なければならない。

ウ 前号の書面の内容に変更がある場合、事前に変更の届出を提出し、承諾を得なければならない。

(8) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、発注者と協議のうえ実施すること。

(9) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

9 業務内容にかかる協議

本仕様書に関し、疑義が生じたときは、両者協議のうえ決定するものとする。

10 担当

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所本庁舎14階）

長崎市経済産業部新産業推進課（担当 岩永）

TEL：095-829-1273 FAX：095-829-1151